

諸橋久太郎

平市公報

第廿三號

昭和十五年二月十五日

詔書

朕惟フニ神武天皇惟神ノ大道ニ遵ヒ一系無窮ノ寶祚ヲ繼ギ萬世不易ノ不基ヲ定メ以テ天業ヲ經綸シタマヘリ歷朝相承ケト仁愛ノ化ヲ以テ下ニ及ボシ下忠厚ノ俗ヲ以テ上ニ奉シ君民一體以テ朕カ世ニ逮ビ茲ニ紀元二千六百年迎フ
今ヤ非常ノ世局ニ際シ斯ノ紀元ノ佳節ニ當ル爾臣民宜シク思テ神武天皇ノ創業ニ馳セ皇圖ノ宏遠ニシテ皇謨ノ雄深ナルヲ念ヒ和衷戮力益々國體ノ精華ヲ發揮シ以テ時艱ノ克服ヲ致シ以テ國威ノ昂揚ニ勵メ祖宗ノ神靈ニ對ヘンコトヲ期スベシ

詔書

朕紀元二千六百年ニ當リ皇基ノ愈々固ク國運ノ益々盛ナルヲ擇ビ特ニ有司ニ命ジテ恩赦ノ事ヲ行ハシム百僚衆庶其レ克ク朕ガ意ヲ體セヨ

內閣告諭

紀元二千六百年紀元ノ佳節ニ方リノ聖慮宏遠長クモ優渥ナル詔書ヲ換發セラレ臣民翼贊ノ道ヲ昭示シ給ヘリ眞ニ恐懼感激ニ堪ヘズ

平市公報 第廿三號 昭和十五年二月十五日 (毎月一回十五日發行)

恭シク惟フニ 神武天皇惟神ノ大道ニ遵ヒ一系無窮ノ寶祚ヲ繼ギ萬世不易ノ不基ヲ定メ以テ天業ヲ經綸シタマヘリ歷朝相承ケト仁愛ノ化ヲ以テ下ニ及ボシ下忠厚ノ俗ヲ以テ上ニ奉シ君民一體以テ朕カ世ニ逮ビ茲ニ紀元二千六百年迎フ
今ヤ帝國ハ東亞新秩序建設ノ偉業ニ邁進シツ、アリ事變動發以來既ニ二年有半外出征將兵ノ勇戰奮闘ト内統後國民ノ奉公致誠トニ依リ著々戰果ヲ收メ東亞ノ安定日支ノ提携將ニ其ノ緒ニ就カントス、然リト雖國際情勢複雜ヲ極ムルノ時ニ當リ帝國遠大ノ理想達成ノタメニハ尙前途ニ幾多難關ノ存スルヲ覺悟セザルベカラズ此ノ秋ニ當リ我國民ハ一ニ 聖旨ニ恪遵シ一億一心和衷戮力各々其ノ業務ニ精勵シ敵ニ荒怠ヲ戒メ質實剛健克ク百難ヲ排シ萬苦ニ堪ヘ以テ國家興隆ノ成果ヲ舉グルヲ期セザルベカラズ、是レ皆大壤無窮ノ皇運ヲ扶翼シ奉ル臣民輔翼ノ大義ニシテ又以テ我等ノ祖先ノ遺風ヲ顯彰スル所以ナリ

昭和十五年二月十一日

內閣總理大臣 米 內 光 政

建國祭式典

聖戰第四年の重大時局に際し光輝ある紀元二千六百年を迎へ皇運隆々國威昌々國民の意氣彌々軒昂たり。茲に意義深き紀元節に當り本市建國祭式典は二月十一日午前十時三十分第一小學校庭に舉行、各官公衛員、市會議員各團體、各學校兒童生徒一般市民一萬有餘の参加を得先づ伊藤助役開式の旨を宣し國旗掲揚、君方代齊唱、宮城遙拜、一分間の黙禱を行ひ篠山青年團長の式辭に次いで紀元節の唱歌合唱、青沼市長宣誓文を朗讀し紀元二千六百年頌歌を高唱、全員萬歳を奉唱し建國の古を偲び尊嚴なる國體と優秀なる國民性を宇内に發揚し新東亞建設の完遂に邁進せんとするの意氣を示し嚴肅裡に式を閉づ。直に四班に分れ市内所定の順路に依りプラスチックを先頭に愛國行進を起し市役所前にて萬歳を三唱して解散したり。尙各代表は縣社子歛會神社、縣社飯野八幡神社に參拜皇威宣揚祈願祭を執行したり、當日に於ける式辭、宣誓、祈願文左の如し

式辭

皇國未曾有の重大時局に際會し茲に光輝ある紀元二千六百年の佳辰を迎へ國を擧げて嚴肅盛大なる奉祝の式典を行ひ、遂に建國の鴻業を鑽仰し奉り聖壽の無窮、皇運の彌榮を慶祝し奉ることは、洵に國民無上の光榮でありまして衷心より一大感激を禁じ得ざるものであります。申すまでもなく今次事變は、皇運の赫々たる武威により眞に空前の戦果を収めたのであります。特に貫徹を要すべき新東亞建設の大業は長期に亘り國家總力の發揮を必要とするのであります。此の聖業の達成こそ建國の理想を顯現し一億國民の決死的努力を必要とするのであります。これ實

に現代日本國民に課せられたる歴史的任務であつて、我等齊しくこの重大性に醒め千苦萬難を突破するの一大勇猛心を振起しなければなりません。この秋に當り、皇紀二千六百年の盛儀に會したのであります。こゝに謹みて皇威の宣揚を神明に祈願し、遂に皇軍將士の勞苦を感謝すると共に、國民一齊に愛國の赤誠に燃えて大業必成に邁進し以て聖旨奉答の忱を致したい存じます。聊か所懐を述べて式辭と致します。

紀元二千六百年二月十一日

平市青年團長 篠山 康

宣誓

光輝ある紀元二千六百年の紀元節に當り謹みて皇祖建國の宏謀を鑽仰し奉り奉り愈々寤々匪躬の赤誠を效して萬邦無比の國體を護り現下の時艱に對しては堅忍持久、滅私奉公の精神を以て天業を翼賛せんことを天地神明に誓ひ奉る。

皇紀二千六百年建國祭平市司會者平市長 從五位 青沼 鋒 太郎 勳四等

祈願祭

紀元二千六百年建國祭平市司會者平市長從五位勳四等青沼鋒太郎謹み敬ひ畏みて縣社子歛會神社、縣社飯野八幡神社の大御前に白す。

皇國は今や未曾有の重大時局に際會し新東亞の建設に邁進しつゝあり、こ

昭和十五年二月十五日

の秋に當り百載一遇の盛儀に會し國民の意氣益々旺なり、我等は茲に謹みて
聖旨を奉戴し億兆の精華を六合に光被せしめ建國の理想を八紘に言揚せん
ことを期す

今建國祭を舉行するに際し畏み畏みて 縣社子歟會神社の大御前に拜跪伏
奏し聖鑑神助を垂れ給はんことを祈願し奉る

表彰

統計功勞者表彰

商工統計の刷新改善に盡したる功績に依り二月十一日商工大臣より表彰せ
られたる者左の如し

選 獎 狀

平市書記 松 田 賢 雄

右者多年商工統計調査事務に従事し其の功績顯著なり仍て茲に選獎し賞杯
一組を授與す

昭和十五年二月十一日

商工大臣從三位勳三等 藤 原 銀 次 郎

貯蓄獎勵功勞者表彰

國民貯蓄組合及貯蓄獎勵功勞者として二月十一日國民貯蓄獎勵局長官より
表彰せられたる者の内本市關係分左の如し

石城酒類商組合平支部國民貯蓄組合
平 三 業 國 民 貯 蓄 組 合
富 國 銃 後 貯 金 組 合
郡山地方專賣局平出張所銃後會

青 沼 鋒 太 郎

國民貯蓄獎勵に關し適切なる施設をなし其の成績優良にして他の模範とす
るに足る仍て茲に之を表彰す

昭和十五年二月十一日

國民貯蓄獎勵局長官 大 野 龍 太

告 示

告示第一號

平市火葬場使用料條例左の通り相定む

昭和十五年二月二十六日

平市長 青 沼 鋒 太 郎

平市火葬場使用料條例

第一條 本市は火葬場使用者より左の區分に據り使用料を徵收す 但し本
市住民にあらざる者の使用に對しては各種使用料の二割を増徴す

甲 種(死者年齢十二歳以上) 金七圓五拾錢
乙 種(同 十二歳未満) 金四圓五拾錢
丙 種(死 産) 金參圓

前項の使用料は認許證下附願と同時に前納するものとす
死産のため母子共死亡火葬の場合は丙種の使用料を免除すること
を得

第二條

本市住民にして左の各號の一に該當するものは市長に於て使用料
を免除することを得

- 一、公費の救助を受くるもの
- 二、使用料納付の資力なしと認むるもの

第三條

火葬場管理に關する規定は別に之を定む

附 則

本條例は昭和十五年一月一日より施行す

行政區長會

一月二十三日午前十時市會議事堂に開催、會議に先ち宮城遙拜黙禱を行ひ
市長の挨拶に次で會議に入り左記指示注意をなし且種々打合せをなし午後
三時散會したり

記

指示事項

- 一、平市振興委員増員に關する件
- 一、紀元二千六百年奉祝會寄附金募集の件
- 一、國民精神總動員實踐綱に關する件
- 一、國民貯蓄運動に關する件
- 一、貧困者調査に關する件
- 一、軍事扶助該當者調査の件

注意事項

- 一、就學兒童に關する件
- 一、歸還軍人感謝會に關する件
- 一、家庭防空群編成略圖提出の件
- 一、防火申合事項提出の件

愛谷堰普通水利組合議員選舉

愛谷堰普通水利組合第一區(平市元長橋元十五丁目元町分)議員選舉は一
月二十八日午前九時より市會議事堂に於て執行午後四時三十分終了したり
當選者左の如し

元長橋	猪	狩	彌	作
元町分	草	野	七	五三之助
元十五丁目	松	崎	長	太郎

市葬執行

故陸軍輜重兵上等兵久野春美氏の市葬は一月二十日午後一時より平第三小
學校講堂に於て青沼市長司祭者となり委員長副委員長市葬係員夫々分擔盛
大裡に執行せられ、式場には陸軍三長官、帝國在郷軍人會長、軍人後援會
長、大日本傷痍軍人會長、關係各部隊長、聯隊區司令官、福島縣知事の各
代理官、市々警職員、官衛長、學校長、隣接町村長、各種團體を始め一般
市民多數參列所定の順席に依り野崎委員長開式を宣し一向英靈に對し拜禮
の上神式佛式に移り次で市長の祭詞陸軍三長官の代拜、帝國在郷軍人會長

軍人援護會長、傷痍軍人會長、高木、鶴岡部隊長、福島縣知事、聯隊區司令官、御詞代讀其他逐次御詞玉串奉奠焼香をなし弔電披露一同拜禮市長の挨拶、遺族代表の謝詞、次で閉式の辭にて午後三時厳肅裡に終了したり、更に序列を懸ひ沿道各學校生徒堵列一般市民の葬送を受け市内大寶寺に埋葬したり

一月中文書收受發送數

收	受	發	送	計
庶務	三二八	三二〇	六四八	
學務	二二七	八四八	一〇六五	
產業	一一九	二四五	三六四	
兵籍	二〇三	三四七	五五〇	
戶籍	五四一	三九九	九四〇	
社會	二五九	二六八	五二七	
工務	六五	九六	一六一	
財務	二八八	三〇一	五八九	
合計	二、〇二〇	二、八二四	四、八四四	

一月中戸籍寄留件數

本籍	非本籍	計
出生	七〇	一一四
死亡	三三	四六
婚姻	三三	三六
離婚	二	二

一月中公會堂使用狀況

其他	計	證閱	證抄	本	計	住所寄留	出寄留	計	謄抄本
四九	一八六	六	六七	二五三	四二二	四四三	一八	一九	一一八
五五	六	六	六	六	六	六	六	六	六

物價

品種	單位	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
白米	石	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
上	石	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
中	石	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
下	石	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇

(昭和十四年下半年)

使用回数 一八
 內有 料 三
 無 料 三
 市役所使用 三
 使用料 一四八、〇五

靴職(〃)	下駄職(〃)	菓子製造職(〃)	植木職(〃)	石工職(〃)	建築具職(〃)	蠶刺職(〃)	經師職(〃)	指物職(〃)	煉瓦積職(〃)	煉瓦製造職(〃)	家根職(〃)	瓦葺職(〃)	左官職(〃)	大工(日給)職(〃)	木換職(〃)	洋服仕立職(〃)	和服仕立職(〃)	染物職(〃)	袋物職(〃)	鈔職(〃)	塗師(日給)職(〃)	養蠶日雇女	養蠶日雇男	農作日雇女	農作日雇男
〃	〃	賄付	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	賄ナシ	賄ナシ	〃	〃	〃	賄付	賄ナシ	賄付	〃	〃	〃	賄ナシ	賄ナシ
一〇〇	一〇〇	一〇〇	二〇〇	三〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	三〇〇	三〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	二〇〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	二〇〇	三〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	三〇〇	三〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	二〇〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	二〇〇	三〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	三〇〇	三〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	二〇〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	二〇〇	三〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	三〇〇	三〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	二〇〇

日用品小賣相場

(昭和十五年一月末調)

馬貝職(日給)	車製造職(〃)	鑄物職(〃)	鍍治職(〃)	綿打職(〃)	活版植字職(〃)	植職(〃)	杜氏(月給)職(〃)	醬油釀造職(〃)	日雇人夫(日給)職(〃)	下男(月給)職(〃)	下女(〃)職(〃)	木炭(箱割)	白米一等	同二等	同三等	白麥	平麥	味噌(並)	醬油(〃)	清酒(〃)	木炭(箱丸)	木炭(箱割)	同(雜丸)	同(糖白)	同(赤)	同(黑)	豚肉(上)	牛肉(上)	同(並)	
賄ナシ	賄ナシ	〃	〃	〃	〃	賄付	賄付	〃	賄ナシ	賄付	〃	一貫目	一キロ	〃	〃	〃	〃	一貫目	一升	〃	一貫目	一貫目	一貫目	一貫目	一貫目	百匁	百匁	〃	〃	〃
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	四六〇	三二〇	三〇五	三〇〇	一九〇	二四五	八五〇	五〇〇	一、九〇〇	四六〇	四四〇	四三〇	一七五	一五〇	六〇〇	六〇〇	四〇〇	六〇〇	四〇〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	四六〇	三二〇	三〇五	三〇〇	一九〇	二四五	八五〇	五〇〇	一、九〇〇	四六〇	四四〇	四三〇	一七五	一五〇	六〇〇	六〇〇	四〇〇	六〇〇	四〇〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	四六〇	三二〇	三〇五	三〇〇	一九〇	二四五	八五〇	五〇〇	一、九〇〇	四六〇	四四〇	四三〇	一七五	一五〇	六〇〇	六〇〇	四〇〇	六〇〇	四〇〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	四六〇	三二〇	三〇五	三〇〇	一九〇	二四五	八五〇	五〇〇	一、九〇〇	四六〇	四四〇	四三〇	一七五	一五〇	六〇〇	六〇〇	四〇〇	六〇〇	四〇〇

委員會

- 一月二十日 工業學校委員會
- // 三十一日 方面委員會
- 二月一日 鑛業試堀調査委員會
- // 七日 工業學校委員會
- // 九日 工業學校委員會

昭和十五年二月十五日

發行所 平市役所

發行人 青沼鋒太郎

印刷者 川崎文治
福島縣平市長橋町三五番地

印刷所 常盤每日印刷株式會社
福島縣平市長橋町三五番地

電話 六三〇番